

## 概要

### 1 浄化槽保守点検業務に関する事項

- ア 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし、当該営業所の専任とする。
- イ 浄化槽の保守点検時において浄化槽管理士の資格を証する書類を携帯すること。
- ウ 浄化槽管理者に対して清掃及び法定検査の時期を通知すること。
- エ 清掃業者に対して浄化槽管理者へ清掃の時期を通知したことを連絡すること。
- オ 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。
- カ 保守点検契約業務を契約したときは、浄化槽管理者に対し契約年月及び保守点検業者名等を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローカー等に貼付すること。

### 2 優良浄化槽保守点検業者認定制度の創設

事業の実施に関し優れた能力・実績を有する者で次の項目に関し県が定める基準に適合する者を、優良浄化槽保守点検業者として知事が認定する制度が創設されました。

- ア 遵法制
- イ 事業の透明性
- ウ 財務体質の健全性
- エ 継続性
- オ 受託する浄化槽看視者の遵法制
- キ 研修の受講

※イの透明性に関し、別紙（依頼書）の項目をインターネット上に公表すること。

公表は、組合員自社ホームページを用いる方法と、当組合のホームページを利用し公表のする方法の2通りです。

組合ホームページを用いての公表を希望される組合員様は、依頼書に公開する情報をご記入うえ、FAXで申し込みをお願いします。

組合のホームページを利用される場合は、事務経費として初期登録は10,000円、変更登録は5,000円を賦課金に追加してご請求させていただきます。

以上